

## 平成28年度 いじめ防止取組実施状況

| No. | 項目              | 内容  | 担当課        | 28年度の実施状況  |
|-----|-----------------|---|------------|--|
| 1   | 教職員の資質能力の向上     | 「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）、「学校いじめ防止基本方針」, 「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」（国立教育研究所発行）等を活用した, 校内研修の実施を促す。 | 学校教育課      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき, 校長会, 生徒指導連絡協議会で, 積極的ないじめ認知について確認。各校では, 職員会議において周知するとともに, 過去の事例とその取組について研修を実施した。</li> <li>・各校年間2回, スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修の実施</li> <li>・毎月, 各校の生徒指導担当教師, 芦屋署等関係機関が出席する芦屋市生徒指導連絡協議会を開催して, 情報の共有と対応や取組の協議を行った。</li> </ul> |
|     |                 | 芦屋市打出教育文化センターにおいて, ライフスキル教育等に係る教職員研修を実施するなど, いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。              | 打出教育文化センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の教職員一般研修の一つとして, ライフスキル教育体験プログラムセミナーを実施した。周りの人と仲良く付き合える力, 自分の考えを言葉で伝える力などのいじめ防止につながる力を育むための手立てを身につける研修ができた。</li> <li>・10月にはスクールソーシャルワーカー(SSW)を講師として招き, 子どもの背景を見つめることの大切さを学ぶ研修を実施した。</li> </ul>   |
| 2   | 早期発見・早期対応のための措置 | ①人権擁護事業<br>特設人権相談所を開設し, 人権擁護委員が人権に関する相談に広く対応し, 問題解決につなげる。                                     | 人権推進課      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権相談の実施（毎月2回）</li> <li>人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談を実施（いじめ・いやがらせ、名誉棄損、信用問題その他人権に関すること）</li> <li>※28年度はいじめ問題に関する相談なし</li> </ul>  |
|     |                 | ②家庭児童相談<br>家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また, 子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。                      | 子育て推進課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭からの相談内容で, 不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があり, 相談面接等の聞き取りから早期発見に努めている。</li> <li>また, 虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童についてもいじめの加害者になる可能性もあるため, 児童が健全な生活を送れるよう支援している。</li> <li>・いじめに関する内容での対応件数は8件</li> </ul>  |

## 平成28年度 いじめ防止取組実施状況

| No. | 項目              | 内容  | 担当課       | 28年度の実施状況   |
|-----|-----------------|---|-----------|---|
| 2   | 早期発見・早期対応のための措置 | ③芦屋市カウンセリングセンター教育相談<br>不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。   | 学校教育課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校ともに、いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者に対する個別調査を実施</li> <li>・スクールカウンセラー、養護教諭の積極的活用による児童生徒ならびに保護者との相談体制の充実</li> <li>・スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携したケース会議や校内研究会等での研修を実施</li> <li>・中学校において、生活ノートを活用</li> </ul>  |
|     |                 | ④愛護センター相談<br>青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。  | 青少年愛護センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校、いじめ等の青少年に係る問題全般について電話や来所の相談を行っている。特にいじめの問題については、電話や来所において情報を得た場合には、学校園と連携して組織的な対応をしている。</li> </ul>  |
| 3   | 啓発活動            | <p>①児童生徒に対する啓発<br/>いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。</p> <p>②家庭・地域に対する啓発<br/>生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。</p> | 人権推進課     | <p>①-1 人権教室の開催<br/>人権擁護委員がDVD等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行う。(H29.1.18 精道小学校3年生 102人参加)</p> <p>①-2 人権の花運動の実施(宮川幼稚園)<br/>花の種子、球根など配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とする。<br/>※①-1, 2は、人権擁護委員、市、法務局の共催事業</p> <p>② 日々の生活と人権を考える集いや人権週間における街頭啓発にてパンフレットを配布</p> |

## 平成28年度 いじめ防止取組実施状況

| No. | 項目   | 内容  | 担当課       | 28年度の実施状況  |
|-----|------|---|-----------|--|
| 3   | 啓発活動 | <p>(ページ2のつづき)</p> <p>①児童生徒に対する啓発<br/>いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。</p> <p>②家庭・地域に対する啓発<br/>生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。</p> | 子育て推進課    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利条約（乳幼児版，小学生版，中高生版）の配布<br/>保育所：3歳児，幼稚園：年少，小学1年生，中学3年生にそれぞれ配布</li> <li>・いじめ問題対策連絡協議会の事務局として，いじめ防止啓発「親子で考えるいじめ防止の標語」の募集，表彰式，展示会などを実施し，市内全域にいじめ防止意識の醸成を図った。</li> <li>・11月の街頭キャンペーンにおいて，いじめ防止啓発を実施</li> </ul> |
|     |      |   | 学校教育課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針をHPに公表等，保護者に周知</li> <li>・保護者・地域向け啓発資料「みんなでいじめをなくすために」の配布</li> <li>・いじめのチェックリストの活用</li> </ul>  |
|     |      |   | 生涯学習課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習課としては実施なし。</li> </ul>  |
|     |      |   | 青少年愛護センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月一回の小学校ごとの班集会において，一般的ないじめやネットにおいてのいじめについてのパンフレットを配布して啓発する。</li> <li>・「子どもと語る会」（小学校）においては各学校の状況を知ることができ，問題点については学校に連絡を行った。班集会においての問題点（いじめ問題その他）は学校に連絡して連携しての対応を図った。</li> </ul>                                  |

## 平成28年度 いじめ防止取組実施状況

| No. | 項目                        | 内容   | 担当課   | 28年度の実施状況   |
|-----|---------------------------|--|-------|---|
| 4   | 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実    | 教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。   | 学校教育課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の充実により、社会性や規律意識、思いやりなどの心を育む教育の推進</li> <li>・自然学校、トライやる・ウィーク等の体験活動を体系的に実施し、他者、社会、自然とのかかわりの中で自己有用感を高めた。</li> <li>・生徒向け「いのちの教育」講演会の開催</li> </ul> |
| 5   | インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策 | 教育委員会は、児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、児童生徒及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、必要な啓発及び研修会により対策を講じる。学校は、児童生徒に対して、発達段階に応じて計画的に情報モラル教育を行う。 | 学校教育課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間3回スマホサミットを開催し、「芦屋スマホ3カ条」の策定と啓発ビデオの作成</li> <li>・各校では、警察官、民間企業等の講師による「情報モラル」研修会を開催</li> <li>・保護者向けプリント「お子様が安全に安心して携帯電話やインターネットを利用するために」の配布</li> </ul>               |